

## まえがき

この追補は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正したもので、これによって、**JIS A 9511:2006R**は改正され、一部が置き換えられた。

A

日本工業規格

JIS  
9511 : 2009

## 発泡プラスチック保溫材 (追補 1)

Preformed cellular plastics thermal insulation materials  
(Amendment 1)

JIS A 9511:2006R を、次のように改正する。

箇条 2 (引用規格) の JIS K 6742 水道用硬質塩化ビニル管を、JIS K 6742 水道用硬質ポリ塩化ビニル管に置き換える。

4.2 (特性) の 4.2.4 の 表 5 (A 種ポリエチレンフォーム保溫材の特性) を、次の表に置き換える。

表 5-A 種ポリエチレンフォーム保溫材の特性

種類	密度	熱伝導率 (平均温度 23 °C) kg/m <sup>3</sup>	透湿係数 (厚さ 25 mm 当たり) ng/(m <sup>2</sup> ·s·Pa)	圧縮 強さ N/cm <sup>2</sup>	引張 強さ N/cm <sup>2</sup>	厚さ収縮率 %	吸水量 b) g/100 cm <sup>2</sup>
保溫板	1 種 1号 30 以上 2 号	0.042 以下 55 以下		2 以上	14 以上	- a)	2.0 以下
	2 種 20 以上 3 種 10 以上	0.038 以下 0.034 以下	30 以下 150 以下				
保溫筒	1 種 10 以上 (70 2 種 20 以上	(70 0.043 以下	20 以下	- a)		°C±5 °C) 7 以下	
						(120 °C±5 °C) 7 以下	

適用試験箇条

5.6 5.7

5.8 5.9

5.11 5.12 5.14.1

注記 1 熱伝導率の異なる材料を積層したものについては、等価熱伝導率をもって表す。

注記 2 等価熱伝導率とは、熱伝導率の異なる材料を積層した試験体を、5.7 に規定する方法によって試験して得られた値をいう。

注 a) 規定しないことを表す。

b) 保溫材の表面に付着する水量を含む。

5.13 (燃焼性) の 5.13.3 (測定方法 C) の“JIS K 7201-2 によるものとし、試験片の型は II とする。”を、  
“JIS K 7201-2 によるものとし、試験片は、II 形とする。”に置き換える。

箇条 9 (取扱い上の注意点) の後ろに、次の 附屬書 A を、追加する。

## 附属書 A

(参考)

## 技術上重要な改正に関する新旧対照表

## 現行規格 (JIS A 9511:2009)

箇条番号及び題名	内容		
表 5 A種ポリエチレンフォーム保溫材の特性	吸水量の値を、次のように規定		
	種類	吸水量	
		g/100 cm <sup>2</sup>	
保溫板	1種	1号 2号	2.0 以下
	2種		
	3種		
保溫筒	1種 2種		

## 旧規格 (JIS A 9511:2006R)

箇条番号及び題名	内容		
表 5 A種ポリエチレンフォーム保溫材の特性	吸水量の値を、次のように規定		
	種類	吸水量	
		g/100 cm <sup>2</sup>	
保溫板	1種	1号 2号	0.01 以下 0.05 以下
	2種		0.01 以下
	3種		0.5 以下
保溫筒	1種 2種		0.01 以下

## 改正理由

2006年 JIS 改正によって、A種ポリエチレンフォーム保溫材の吸水量の測定方法を変更した結果、表面付着水量が吸水量に含まれるようになつたため、保溫性能を損なわない範囲で吸水量の規定値を見直した。